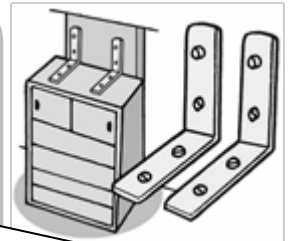


申込期間：2019年4月1日～7月31日（第1次）

家具転倒防止器具の 取付けを代行します



先着500件！

～横浜市家具転倒防止対策助成事業（2019年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の取付けを無料代行します（器具代は申請者のご負担となります）。

◆対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥中学生以下



※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限りこの制度の対象となりません。

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

◆申込み(申込みから取付けまでにお時間がかかる場合がございます)

①電話の場合（下記連絡先までお電話にてお申込みください。平日10時～16時まで（12時～13時を除く））

045-262-0667

（NPO法人横浜市まちづくりセンター）

※一般的なお問い合わせにも対応します。

②電子申請の場合（ホームページまたはQRコードからアクセスして下さい。）

横浜市 家具転倒防止対策

検索



←QRコードはこちら

◆申込みから取付までの流れ（下記の同意事項への同意が必要です）

①電話での申し込みの場合

045-262-0667（NPO 法人横浜市まちづくりセンター）へ電話します。（平日の10時～16時まで（12時～13時を除く））

※聴覚・言語に障害のある方は（Fax 045-315-4099）に氏名、住所、郵便番号、Fax番号をご記入の上お送りください。

⇒（対象世帯である場合）自宅に申請書など（往復ハガキ）が届きます。

②電子申請の場合

電子申請フォームの必要項目を入力し、お申込みをします。

申請書（返信用ハガキ）に必要事項を記入し、提出（郵送）します。

横浜市から「利用決定通知書」※が届き、その後、訪問日時の調整を行います。
※対象世帯でない場合は利用却下通知が届きます

取付員が訪問します。

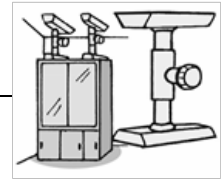
申込みから取付けまでにお時間がかかる場合がございます。

1回目（調査訪問）

- ・対象世帯であることを書類等で確認します。
- ・家屋状態の確認、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。（器具購入のご相談も承ります）

2回目（取付訪問）

- ・調査訪問で決定した器具を取り付けます。

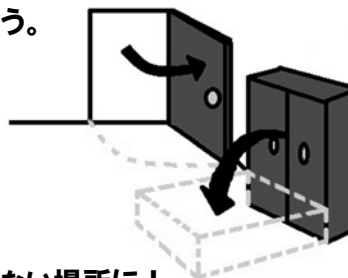


【同意事項】

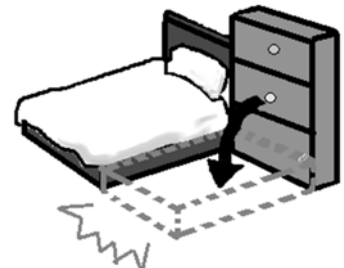
- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。



転倒防止器具の取付以外にも、配置の工夫などで、家具の転倒から命を守りましょう。



ドアをふさがない場所に！



寝ているところに倒れない場所に！